



Generation Equality Forum フランス

参加報告書



2021年6月30日（水）～7月2日（金）
@オンライン開催

【発行】公益財団法人日本YWCA

〒273-0021 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 302号室

Tel: 03-3292-6121 / Fax: 03-3292-6122

Email office-japan@ywca.or.jp <http://ywca.or.jp>

1. Generation Equality Forum について

UN Women は、世界中の市民団体を中心に、メキシコ政府、フランス政府とともに、Generation Equality Forum (GEF: 平等を目指す全ての世代のためのフォーラム)を、3月29~31日にメキシコシティ、6月30日~7月2日にパリにて開催しました。このフォーラムは、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを目指す最も包括的で先進的な国際的枠組みである北京行動綱領と北京宣言の採択から25周年(北京+25)を記念して、ジェンダー平等に向けた動きを加速させるために実施されました。その背景には、何十年もの間、ジェンダー平等を目指して国連女性の地位委員会(CSW)等の国際政治の場で議論がなされてきたにもかかわらず、1990~2000年代以降、深刻なバックラッシュ(揺り戻し)の影響を受けて、その歩みは進展がないばかりか後退しそうな状況に置かれていることがあります。北京行動綱領採択から25年目の機会に、ジェンダー平等に向けて一歩でも前に進みたいとの思いで、GEFが実施されることになりました。



2. Action Coalitions について

GEFではこの機会に、これまでの進展を評価し、次の6つのテーマ別のAction Coalition(アクション・コアリション)を立ち上げました。アクション・コアリションは、ジェンダー平等の実現のために行動を起こす連合体のことで、各国政府、女性団体、市民社会、民間部門、国連機関、国際機関や若者団体を含むさまざまなステークホルダーで構成されています。

- ・ **ジェンダーに基づく暴力** (Gender-Based Violence)
- ・ **経済的正義と権利** (Economic Justice & Rights)
- ・ **身体の自己決定および性と生殖に関する健康と権利** (Bodily Autonomy and Sexual & Reproductive Health & Rights (SRHR))
- ・ **気候正義のためのフェミニスト的行動** (Feminist Action for Climate Justice)
- ・ **ジェンダー平等のための技術と革新** (Technology & Innovation for Gender Equality)
- ・ **フェミニズム運動とリーダーシップ** (Feminist Movements & Leadership)

この6つのテーマに加えて、[女性・平和・安全保障と人道援助に関する協定 \(Women, Peace and Security, and Humanitarian Action Compact\)](#)も立ち上がりました。各アクション・コアリションでは、2026年までの5年間でジェンダー平等とすべての女性・少女のエンパワメントを実現するために必要な行動と資金援助が誓約されました。いわば、2026年までのジェンダー平等を加速させるための[行動計画](#)を作ることがフォーラムの目的となります。この行動計画の実現のために、世界中のさまざまなステークホルダーがおおよそ1,000を超えるコミットメントを誓約しました。[\(一覧\)](#)

各アクション・コアリションは、リーダーとコミットメント・メーカー(Commitment Makers)の2つの階層に分かれており、リーダーは5年間のプロセス全体への責任を持つものに対して、コミットメント・メーカーは1~5年間、行動を担う期間を選択することができます。リーダーシップの構成団体の一覧はこちら:<https://bit.ly/39SWDG5>

この 5 年間の行動を実施していくプロセスには、**アカウンタビリティ(説明・実施責任)**が組み込まれています。コミットメント・メーカーは進捗状況を報告し、UN Women はアクション・コアリションのターゲットに向けた進捗状況を監視し、さまざまなステークホルダーとともに、女性と少女、多様な性自認の人たちの生活に対してどのような変化が生じたのか総合的な影響を測定します。さらに、アクション・コアリションでは、リーダー間の権力の不平等に注意を払い、それに対する具体的な手段を踏むことで、変革を生み出すプロセスを創造し、実施度合いを評価します。

アクション・コアリションの運営と目標の原則になるのが「**インターセクショナルリティ(交差性)**」、「**フェミニスト的リーダーシップ**」、「**変革**」の 3 つです。すべてのリーダーやコミットメント・メーカーが、この原則を自身の団体や企業、政府のあり方や活動に反映することが求められています。

- ・ **インターセクショナルリティ(交差性)**: アクション・コアリションでは、アイデンティティや現実に直面する課題、背景、権力や資源への不平等なアクセスのために、多くの女性や少女が経験している複数の、そして交差する形の差別に光を当て、それに対処するインターセクショナルなアプローチを模索しています。それには、交差する形の差別を経験した人々が直面する固有の課題と、それを強化する権力構造やシステムを認識し、それらに対抗するための有意義かつ意図的な活動を行うことが必要だと考えています。
- ・ **フェミニスト的リーダーシップ**: フェミニスト的リーダーシップは、ジェンダーや年齢、人種、階級、性的指向、障がいの有無、その他の交差するアイデンティティに配慮し、包括的かつ参加型の方法で、権力と責任を明確かつ意図的に再分配することを目指しています。それには、協働や積極的な傾聴を妨げ、また他の人を犠牲にして一部の人に利益を生み出すような慣行や行動の再生産に抵抗し続けるコミットメントが必要になります。
- ・ **変革**: アクション・コアリションは、最終目標として、また活動のプロセスにおいて、不平等を強化する構造やシステム、権力を変革することを目指しています。それにより、共創(co-creation)や対話、そして歴史的に疎外されてきたグループの声を中心に据えたアプローチを通じて、集合的なビジョンを構築することができるからです。また、若者のリーダーシップは、アクション・コアリションの変革をもたらすビジョンの達成に不可欠だと認識しています。



各アクション・コアリションが定めた行動計画・ビジョン

ジェンダーに基づく暴力

1. より多くの国家や地域のアクターが国際条約や地域条約を批准し、官民機関が、あらゆる女性と少女に対するジェンダーに基づく暴力を根絶するために、証拠に基づいた法律、政策、行動計画を強化、実施、融資する。そうすることで、2026年までに5億5千万人の女性と少女が、女性と少女に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を禁止する法律と政策を持つ国で暮らせるようになる。
2. 人道危機にある人を含め、あらゆる女性、少女、若い女性に対するジェンダーに基づく暴力の蔓延を抑制するために、官民機関や女性の人権団体による、証拠に基づく防止対策の実施と資金調達を拡大する。そうすることで、2026年までに、女性と少女に対するジェンダーに基づく暴力に関する証拠に基づく防止対策を1つ以上、国家政策に盛り込む国の数を50%増やす。
3. 人道危機にある人を含め、あらゆる女性と少女に対するジェンダーに基づく暴力のサバイバーのために、被害者中心の、包括的で質の高い、アクセス可能で、かつ手頃な価格のサービスの実施と資金調達を拡大する。そうすることで、2026年までに、警察や司法、保健、社会セクターでのサービス提供を含め、より多くの女性と少女がジェンダーに基づく暴力に関するマルチセクターの行動計画を有する国で生活できるようになる。
4. 女性と少女に対するジェンダーに基づく暴力を撲滅するために活動している、自主的な少女主導型および女性の人権団体に対し、国や民間企業、財団、その他のドナーからの支援を強化し、説明責任を果たし、質の高い柔軟な資金を提供する。そうすることで、2026年までに、あらゆる女性と少女に対するジェンダーに基づく暴力に取り組む女性の人権団体や活動家、運動などへの国際的な資金提供を段階的に改善し、50%増加させる。



経済的正義と権利

1. 2026年までに、ジェンダーに対応した公共および民間の質の高い介護サービスの包括的な対策を実施する国を増やす。これには、国民所得の3~10%の投資と、最大8,000万件のディーセントケアの仕事を生み出すことを通じ、民間部門も含めて介護労働者の適正な賃金と労働権を保障しつつ、無給の介護労働を認識、削減、再分配し、有給の仕事に報い、介護労働者を代表することが含まれる。
2. 2026年までに、貧困下にある働く女性の数を1,700万人削減し、初老の女性と小さな子どもを持つ男性との間の労働力参加の格差を半減させ、その結果、8,400万人の女性が新たに労働力として加わることができるよう、包括的で実現可能な法的・政策的環境を構築し、公式・非公式経済における女性のディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を促進すること。
3. 2026年までに、女性の土地へのアクセスとコントロール、ジェンダーに対応した金融商品・サービス、女性が所有する企業数の増加を通じて、生産資源への女性のアクセスとコントロールを拡大する。それにより、
 - ▶ 700万人の女性が、土地と住宅の所有権と管理権を確実に得られるようになる。
 - ▶ 正規の金融サービスから排除される恐れのある女性を含め、正規と非正規の両方の金融セクターへの



包摂を向上させることにより、金融包摂におけるジェンダーギャップを6%にまで縮小する。

▶ ジェンダーに対応したプラットフォームを通じて、デジタル金融サービスを統合し、女性の経済的エンパワメントに関する国家プログラムとその参加者数を増加させる。

▶ 脆弱な状況や紛争下を含むすべての状況において、女性が経営する企業の数に25%増加させる。

4. 2026年までに、質の高い公的な社会的保護の床（最低限の所得と保健サービスへのアクセスの保障をすべての人へ届けること）とシステムを通じて、貧困に苦しむ女性と少女の数を8,500万人削減するために、ジェンダーに対応したマクロ経済計画や予算改革、景気刺激策を立案し、実施する。

身体の自律性および性と生殖に関する健康と権利（SRHR）

1. 2026年までに、5,000万人のあらゆる子ども、青少年、若者を対象とした、学校内外での包括的な性教育の実施を増加すること。
2. 2026年までに、包括的なSRHRの枠組みにおいて、すべての人に対するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の必須項目として、5,000万人以上のあらゆる少女と女性に対する避妊サービスの質とアクセスを向上させ、5,000万人以上のあらゆる思春期の少女と女性が安全で合法的な中絶にアクセスできる地域で生活できるようにするため、制約のある政策や法的障壁の撤廃を促すこと。
3. ジェンダー規範の変革と権利に関する知識の向上を通じて、2026年までに2億6,000万人以上のあらゆる少女、若者、女性が、自らの身体、性、生殖について主体的に決定を行えるようにすること。そして、少なくとも20の国において、身体的自律とSRHRを保護・促進するための法的・政策的変革を行うこと。
4. 自主的なフェミニストおよび女性団体（少女主導の組織や、先住民の組織を含む）、女性の人権活動家、平和構築者に対するアカウンタビリティ、参加、支援を強化する。身体の自己決定とSRHRを促進・保護するために活動する組織やネットワーク、運動を強化する。



気候正義のためのフェミニスト的行動

1. 2026年までに、官民を問わず、世界の気候変動対策資金の流れのうち、特に草の根・農村レベルでのジェンダーに配慮した気候変動対策に対する投資割合を増加させる。これには、二国間のジェンダーに配慮した気候変動対策資金の割合を88%増加させることも含まれる。
2. 2026年までに、包括的で循環的、再生可能なグリーン経済への移行に関連する環境ガバナンスやセクターにおける、意思決定や指導的立場にある女性や少女の割合を増やす。
3. 質の高い教育の提供、コミュニティベースの協同組合モデル、土地の権利と所有権の保障などを通じて、気候変動や災害リスクに対する耐性を構築し、気候変動を緩和し、損失と損害に対処するために、数百万人以上のあらゆる女性と少女の能力を強化し、活用する。
4. 2026年までに、ジェンダーと環境の統計の作成を可能にする環境を整備することで、少なくとも20カ国で政策立案のためのジェンダーと環境の統計の利用を増やす。



ジェンダー平等のための技術と革新

1. 2026年までに、デジタル技術への有意義なアクセスと普遍的なデジタル・リテラシーを促進することにより、世代間のジェンダーのデジタル断絶を半減させる。
2. 2026年までに、フェミニスト的テクノロジーとイノベーションへの投資を50%増加させ、技術者としての女性のリーダーシップを支援し、女性と少女の最も差し迫ったニーズへの対応を強化する。
3. 2026年までに、イノベーション・エコシステムを変革するための新しいネットワークや基準を構築することで、テクノロジーやイノベーションの分野で働く女性の割合を2倍にする。
4. 2026年までに、大多数の国とテック企業が、オンラインやハイテクによって助長されるジェンダーに基づく暴力や差別に対する政策や解決策を実施し、アカウンタビリティを果たす。



フェミニズム運動とリーダーシップ

1. 2026年までに、歴史的に疎外されてきた女性やトランス、インターセックス、ノンバイナリーを含む人々が主導するものを含む、女性や少女、フェミニスト主導の運動や組織、財団など、その多様性にコミットするあらゆるセクターからの資金の年間成長率を世界で2倍にする。
2. オンラインを含むあらゆる領域の市民空間を促進、拡大、強化、保護し、女性の人権活動家や平和構築者、トランス、インターセックス、ノンバイナリーの人々、少女、その他歴史的に周縁化されたグループのメンバーを含む、あらゆるフェミニストの取り組みを支援し、市民空間を守り、あらゆるフェミニスト的行動や組織化、動員に対する障壁をなくす。
3. 2026年までに、以下の手段を用いて、トランスやインターセックス、ノンバイナリーの人たちを含む、あらゆる少女や若者、女性、フェミニストのリーダーの実質的な代表性を強め、有意義な参加、リーダーシップ、意思決定力を高める。
 - (1) 民間企業や市民社会、国際機関、政治・政府機関、行政・立法府を含む、公的・経済的な意思決定のあらゆる側面、部門、レベルにおいて、ジェンダー平等を推進し、歴史的に疎外されてきた人々を含める。
 - (2) 意思決定とリーダーシップに対するフェミニスト的、ジェンダー変容的、交差的なアプローチを促進・拡大するために、既存の権力関係を認識・分析・挑戦し、包括的でジェンダー変容的、人権を擁護する法律と政策を推進する。
4. 2026年までに、少女や若いフェミニストのリーダー、およびその運動や組織を強化するために、具体的かつ柔軟性のある資金や技術などの資源を提供し、測定・評価するとともに、意思決定をリードし、オーナーシップを共有し、意思決定プロセスに実質的に参加および共に創造していくために、安心・安全、かつインクルーシブなスペースをつくる。



3. Generation Equality Forum の成果

- これまでの国際会議と異なり、各国政府や国際機関、国連機関、市民団体だけではなく、慈善団体や企業、地方行政などを巻き込んだ**多世代かつマルチステークホルダー協働**の場を創出したこと。
- 目的をアクション・コアリションの実施に置くことで、**具体的な行動と巨額の資金拠出**を生み出したこと。
- アクション・コアリションは成果(政策策定・資金援助・アドボカシー・プログラム実施)を生み出すことが目的であると同時に、**変革をもたらすプロセス自体をつくることへの重要性**を認識したこと。

<具体的には…>

- 援助が誓約された資金総額 400 億米ドル(4 兆 4000 万円)： 政府・公的セクター210 億米ドル、民間部門 130 億米ドル、慈善団体 45 億米ドル、国連機関 13 億米ドル
 - 1100 の行動計画が誓約：
 - ブルキナファソ政府等： 妊婦と 5 歳以下の子どもへの無料ケア、FGM(女性性器切除)・児童婚を含むジェンダーに基づく暴力撤廃のための法的・社会的変革の実施
 - 欧州委員会： 女性や LGBTIQ を含む、すべての形態のヘイト犯罪を根絶させるための法整備
 - フィンランド： 1.5 億ユーロ、内 2 千万ユーロを中絶手術・ケアを含む SRHR(性と生殖に関する健康と権利)に
 - 日本政府：
 - メキシコ政府主導の「ジェンダー平等のためのフレンズ・グループ」に参加
 - アクション・コアリションの「ジェンダーに基づく暴力」グループに Commitment Maker として参加
- 15 億円の資金拠出に加え、女性の経済的エンパワメント、ジェンダーに基づく暴力の啓発活動やトレーニング、カウンセリングの実施を約束
- 「女性・平和・安全保障と人道支援」のグループに加盟



4. プログラム

3日間で100余りのセッションが実施されました。(プログラム一覧)

- (1) **Global Acceleration Plan for Gender Equality:** 6つのアクション・コアリション、および女性・平和・安全保障と人道援助に関する協定の発表イベント
- (2) **Generation Equality: Joining Forces:** 反人種差別、LGBTQ、先住民、気候変動など、ジェンダー平等に向けた動きと他のアクティビズムが交差するイベント
- (3) **Voices of Feminist Youth:** ユースによる、ユースのためのイベント
- (4) **Everyone Acts for Equal:** 民間企業や地方行政、文化機関など、ジェンダー平等に向けて働くそれぞれのステークホルダーの役割やコミットメントを紹介
- (5) **Drivers for Change:** 「ジェンダー平等を目指すスポーツ」などのジェンダー平等を目指す革新的な取り組みを紹介
- (6) **COVID-19: A Feminist Response:** 女性と少女による、女性と少女のためのコロナ対策
- (7) **Generation Equality Forum: global conversation, regional dynamics:** 地域(アフリカ/アジア・太平洋など)間での対話

それに加え、開会・閉会式を含むハイレベル会合や、テーマ毎に参加者が議論できるディスカッションルームが開設されました。

5. 参加報告

* 以下は、派遣者が参加したセッションの報告になります。

6月29日(火) プレイベント

<Passing the torch from Mexico City to Paris(メキシコ市からパリへ、トーチを渡して)>

6月29日に開催されたプレイベント“Passing the torch from Mexico City to Paris”に参加しました。パリでのGEFに先立って、3月にメキシコ市で行われたフォーラムの成果とパリへの期待を込めて、プレイベントが開催されました。メキシコで中心的役割を担った同国外務省のMartha Delgado次官のスピーチで始まり、同国国立女性研究所



長Nadine Gasman、市民社会アドバイザーグループからHakima Abbas、Eugenia Lopez、Lucia Lagunes、GEFユース・タスクフォースのメンバーChamathya Fernando、フォード財団のNicolette Maylor、そしてUN Womenのプムズイレ・ムランボ=ヌカ事務局長がそれぞれ発言しました。

北京会議から26年が経ち、ジェンダー平等への道のりは未だ途上ですが、少なくともメキシコフォーラムで政

府・若者・市民社会・企業等が繋がり、具体的な行動計画の道筋を構築できたことを評価する声が聞かれました。Generation Equality ユース・タスクフォース代表として参加したシャマティヤさんからは、メキシコフォーラムでの重要な方策決定に若者が参画する場を与えられたことで、世界中の多くの若い女性が参加し、ジェンダー平等を次の世代に繋ぐ大きな契機となったこと、パリでも同様に意義のある活動と貢献ができることを期待していると力強い発言がありました。

メキシコフォーラムではジェンダー平等を進めるために各国政府や民間企業、財団等が多額の資金提供を表明しました。これを受けて UN Women のヌカ事務局長は「今や女性の貧困や不平等に不平を述べるだけでなく、この資金を基に具体的なアクションを起こす時がきました。パリではメキシコでの達成をさらに前進させましょう」と語りかけました。日本政府もメキシコで、ジェンダーに基づく暴力を撤廃するアクション・コアリションのメンバーとして積極的に参加することを約束しました。今後の政府の動きも注視していきたいと思えます。

6月30日(水) 1日目

<Opening Remarks(開会の挨拶)>

「Opening Remarks」に参加しました。フランスフォーラムは、UN Women のプムズイレ・ムランボ=ヌカ事務局長とフランスの国会議員で GEF の事務総長デルフィーヌ・O さんの短い対談で始まりました。

北京宣言から25年が過ぎ、2年の準備期間とコロナ禍という大きな障害を乗り越えて実現したメキシコ市とパリの

フォーラムは、北京会議と同様に重要な集まりになるとデルフィーヌさんは述べ、ヌカ事務局長はジェンダー平等を前に進める大きな契機となると期待しました。GEF では各国政府やプライベートセクター(民間企業・団体、慈善団体等)からジェンダー平等に向けたアクション・コアリションへの巨額の資金提供がなされます。

また、多くの若者が参加し、新しい世代がこれからの運動で重要な役割を果たします。この2つの点はフランスフォーラムでさらに推し進められ、ジェンダー平等を求める運動がグローバルに加速するでしょう。25年前の北京では叶わなかった女性と少女への投資が、この GEF で初めて可能となり、「誰も取り残さない」というSDGsの目的達成にも近づきます。「北京宣言から長い年月、女性と少女はジェンダー平等の実現をずっと待っていました。でも、もう待ちきれません。今は実行に移す時です」というヌカ事務局長の言葉が心に残りました。



7月1日(木) 2日目

<Launch of Gender and Governance Global Action Platform (2GAP)(ジェンダーとガバナンスの行動プラットフォーム(2GAP)の発表)>

2日目に行われた「Launch of Gender and Governance Global Action Platform (2GAP)」に参加しました。2GAPとは、あらゆる分野における意思決定機関への女性の参画を促進するネットワークのこと。このセッションでは、特に女性の社会参画上の課題に焦点を当てたディスカ



セッションが行われました。

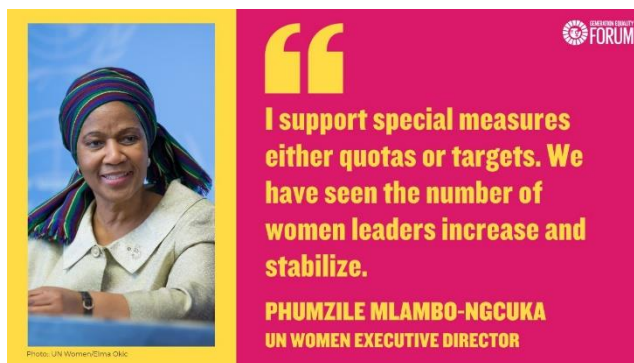
冒頭、私たちの意思決定への参画・キャリアアップを阻むものは「ガラスの壁」というよりむしろ「ガラスの蓋」だという発言がありました。根深いジェンダーステレオタイプがはびこり、組織の意思決定に年配の男性ばかりがかかわっている、という変わらない現状に対し、まさしく、私たち女性は狭い世界の中に蓋で閉じ込められているように感じます。女性がリーダーシップを発揮するために、メンターからアドバイスを受ける機会の重要性にも触れられていましたが、その機会自体も限られている場合があるとわれ、社会のあらゆる場面で女性が不利な扱いを受けていることを思い知らされました。「私たちには自分自身でキャリアを形成する権利があり、その権利が、ジェンダーや所属する組織の規模、公的／私的機関によって制限されてはならない」というメッセージに勇気を得て、「ガラスの蓋」を打ち破りたいと思います。

<Shifting Power-Leader to Leader(権力を移行する: リーダーからリーダーへ)>

UN Women 事務局長のプムズイレ・ムランボ=ヌクカさん、元オーストラリア首相のジュリア・ギラードさん、元ポルトガル首相・EU 委員会委員長のホセ・マヌエル・バローゾさんが登壇しました。

UN Women は、若者のリーダーシップを非常に重要視していると感じました。「若い世代を意思決定過程に含めると、リーダーシップが強化され、より早く変化が可能になり、社会がより公平になる」という言葉は、私たちユースが主体となる活動への強力なサポートだと感じました。

さらに、3 人ともトップダウンでクォータ制などの特別措置を導入することの必要性を強調し、日本の政治、組織にも法的拘束力のある形で早急に導入される必要があるという思いが強まりました。この議論が始まると、「意思決定に関わるに適した女性がいない」「男性への逆差別」との意見が出ますが、そういった考えへの反対意見も述べられました。「男性であるという理由だけで意思決定に参加させてきた家父長制とは異なり、女性が意思決定に関与した場面では、実際に良い効果が生じている。いかなる理由もジェンダー平等を実現しない理由にならない」このような議論が必要なくなる日が一日も早く来ることを願って、活動を続けていきます！



<Youth Manifesto on Bodily Autonomy and SRHR(身体の自己決定とSRHRに関する若者のマニフェスト)>

2 日目の“Youth Manifesto on Bodily Autonomy and SRHR”のセッションでは、パキスタン、日本、フィリピンで活動するユースが登壇。日本からは、日本 YWCA 職員であり、かつ Generation Equality ユース・タスクフォースのメンバーである山口慧子さんが登壇しました。スピーカーは、これまでの活動を踏まえ「身体の自己決定と性と生殖に関する健康と権利」に関する課題解決策を提示し、



投票によって選ばれた提案を「ユース・マニフェスト」としてまとめました。このユース・マニフェストは、アクション・コアリションにフィードバックされます。

保守的な価値観が根強いパキスタンで活動するアイシャさんからは「性教育のテキストを開発した時には、包括的で正確、かつ全ての子ども達が理解できる内容になっているかどうかをパイロット版で何度も試行することで、20年越しに政府が包括的な性教育を導入することになった」「性教育の実践時には、コミュニティリーダーとして認識されている学校の先生や保護者を巻き込むこと」「国際的にも注目を集めた『子どもへの性虐待』の事例をエントリーポイントに、包括的な性教育を実施してきたこと」などが語られました。また、権力構造を分析した上で、政府に対して粘り強い交渉を続けてきたことに圧倒されましたが、結果、包括的な性教育が導入されたことから、ユースには変革を起こす力があることを再認識しました。

日本から登壇した山口さんからは「若者が自身の身体や SRHR に関する意思決定ができるようになるためには、トップダウン型の教育ではなくて、若者自身がリーダーシップを発揮する形でセーフ・スペースをつくることが重要」「放射能汚染や軍事主義、環境汚染が SRHR を阻害する要因になると認識し、広く政治・環境要因を考慮した上での政策転換」「CEDAW や選択議定書の批准とそれに伴う国内法の整備や、日本軍『慰安婦』問題の被害者含め、過去に SRHR が侵害されたケースも救済されるべきなど、セクシュアリティや人権に関する包括的な国内法制度の制定・改善」のポイントが共有されました。

フィリピンのアレックスさんは、質の高い中絶・避妊サービスへのアクセスを確保するために「それらを制限する法律や政策を改革・撤廃すること」「特に女性や少女、LGBTIQ、先住民、障害者、人道的危機にある人々、遠く離れた地域の人々が、政策やプログラム作りに参加できるようにすること」「包括的な中絶・避妊サービスの質、利用・入手可能性、価格を向上させるために、資金やサービス提供の仕組みの改善」「あらゆるステークホルダーが、若者やキーパーソンを強力にサポートし、パートナーシップを築くこと」が重要であると述べました。

これまでの国際会議では、外交政策の一環としてフェミニズムを語ることはあれど、私たち一人ひとりが感じ取れるような変化が生み出されることは限定的でした。Action Coalitions に参加した各国政府には、是非とも政策転換をコミットしていただきたいと思います。またスピーカーが繰り返し言われていたように、ユースの声が意思決定過程にしっかりと反映されることを求め続けます。そのために、ユースがリーダーシップを発揮する場であるセーフ・スペースをこれからも大切にしていこうと決心しました。

<Activating Faith, Feminism and Freedom to Choose (選択のための信仰、フェミニズム、自由を活性化させる)>

世界中の多くの地域で、女性の身体への自己決定と意思決定の場へのアクセスが制限されています。信仰に基づく団体のメンバーがフェミニズム運動を展開する時に、時折、自身の宗教団体とフェミニズム運動との間で、ある種の葛藤を経験することがあります。そうした疑問を、ソマリアでイスラム教に基づく社会運動を展開する女性や、キリスト教を基盤とするケニア YWCA の若い女性らが語り合いました。



ムスリムの女性からは、ムハンマドは霊的に女性と男性は平等であると説いていること、中東やアフリカ等の

地域で行われている FGM(女性性器切除)はイスラムの教えではないこと、またイスラム社会における女性の権利擁護と身体への自己決定権は十分に両立しえることが語られました。

ケニア YWCA の若い女性からは、フェミニズム運動はより複合的で包摂的なものになっており、若い女性は SNS のような、より開かれた方法でネットワーキングを行っており、多くの人と繋がることが社会変革に結びつくと言いました。また、これまでの経験から、地域の宗教指導者との協働が社会変革の主要なファクターになるとも考えており、人間の尊厳や人権という共通の価値をベースに社会問題を共に考え、草の根から国家レベルの活動へと展開していることも共有されました。信仰に基づく団体 (Faith based organization) が社会の普遍的な共通善に向かって活動をしていくために、信仰の枠を超えて多様な人々と共に働くことの大切さを強く感じました。

<Action Coalitions: Gender-Based Violence(アクション・コアリション「ジェンダーに基づく暴力」)>

アクション・コアリションのひとつ「ジェンダーに基づく暴力」に参加しました。このグループに参加している約 30 の各国政府や企業、市民社会、慈善団体等が今後 5 年間のコミットメントを表明しました。

世界中で、家父長制と有害な社会慣習の下で、女性や少女が FGM や学校教育からの中退、児童婚、DV、ハラスメント、早期の妊娠で貧困に苦しんできましたが、コロナ禍で状況はますます悪化しています。この状況から回復するためには、ジェンダーに基づく暴力根絶の法整備はもちろんですが、学校教育を継続できるようにし、経済力をつける必要があります。また草の根レベルで女性の声を聴き、家庭や職場で暴力を防ぎ、被害者を保護し、加害者を告発することも早急に求められています。こうした活動を行う民間の女性団体に資金を提供することは、ジェンダーに基づく暴力撤廃のための持続可能なインフラ作りに投資することになり、よりよい社会への変革に繋がるとフォード財団の会長は語りました。

欧州委員会の代表は、ジェンダーに基づく暴力廃絶のためのイスタンブール条約の意義を強調しました。EU はこの条約を法的根拠としてすべての形態の暴力撤廃を目指しており、加盟国がジェンダー主流化と予算措置を進め、暴力のサバイバーをサポートすることを重要な政策としています。

EU は、Survivor First(サバイバー優先)をモットーとして女性と少女への暴力を撤廃する” Spotlight Initiative”を国連と共同で主導し、現在 26 か国と 6 地域が参加しているとのこと。

日本からは丸川珠代男女共同参画担当大臣がビデオメッセージで参加しました。日本政府としてジェンダーに基づく暴力に強くコミットすることを表明し、新しい国内行動計画、暴力被害者への SNS や電話による 24 時間対応の相談事業、NPO 等の民間女性支援機関への助成、国連機関等を通じた紛争関連の暴力被害女性への資金援助を約束しました。日本国内で今年は性暴力に関する刑法の再改正が進められていますが、EU のような「サバイバー優先」の姿勢に言及をしてほしかったなと思いました。



<Listening to Youth Voices on Climate Change and SRHR(気候変動とSRHRに関する若者の声を聴く)>

“Listening to Youth Voices on Climate Change and SRHR” のセッションに参加しました。南米・カリブ海地域の若者が対象の気候変動とジェンダーに関するアンケート結果が紹介されました。それによると、気候変動対策にユースの声やジェンダー視点が反映されていないと、半数以上の若者が感じていることが分かりました。登壇したユース2人は、マイノリティや女性、子どもが最も大きな影響を受けているが、異常気象への対策を講じる十分な時間がなく、その事実が十分に認識されていないことを指摘しました。気候変動とSRHRが深く関係していること、災害時にはSRHRが見過ごされがちであるからこそ、いま、声を上げることが必要だ、と力強く語りました。日本でも防災対策に多様な視点を取り入れることが注目されてきましたが、誰も取り残されない対策は待たなしに必要であることを痛感しました。



<Parliaments Act for Equal(平等のために行動する議会)>

スピーカーにはアフリカやウクライナの女性国会議員と、市民社会の若い女性が登壇しました。議会はどのようにして女性や少女の声を取り上げ、リーダーシップを促進し、ジェンダー平等を進める連携を構築できるのか語りました。

ケニアの議員からは、議会に女性が増えたことで、FGM

禁止法、土地の相続権を伴う婚姻法の改正等、女性の生活に直結する法整備が可能になったとの報告がありました。またエジプトの議員からは、議会にクォータ制を導入したことの重要性とその影響が述べられました。クォータ制の導入により女性が政治の意思決定の場に参画できるようになると、ジェンダー平等は公正な社会を実現する価値観なのだと人々が実感し、それを契機に別の分野への女性の参画も進んだため、この法律の意義は大きいのだと強調しました。

どちらの国でも、ジェンダー平等の実現まで長い道のりがありますが、家父長制社会では女性政治家だけが頑張るのではなく、フェミニスト・女性団体と強固な連携を結び、様々な場で啓発活動を行い、より多くの人々を巻き込んだ力強い行動を持続的にこなうことが重要と語りました。

各国の政治形態や選挙制度に合わせて、様々な形のクォータ制が考えられるべきです。今年6月に「改正政治分野における男女共同参画推進法」が公布されましたが、政治の世界のジェンダー平等は喫緊の課題でクォータ制導入の機運が進むことを願います。



<Ratification of ILO Convention 190 on Violence and Harassment in the World of Work(仕事の世界における暴力とハラスメントに関するILOの第190号条約の批准)>

2019年6月にILO第108回総会で採択され、今年6月に条約として発効した「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の意義について、政府、労働組合代表、企業代表の3者が語り合いました。現在世界で7か国がこの条約を批准しています。



政府側からは、ナミビアの労働大臣が条約の批准に至る国内プロセスについて語りました。ILOでこの条約の協議が開始された時から同国は積極的に参加し、総会での採択と国内批准のプロセスの中でハラスメントについて大規模な企業の実態調査を行い、多くの企業が対応を迫られたと語りました。条約を批准することで、国内法の整備が必要となったためハラスメントをなくすための中長期的な行動計画も策定しました。関係機関や民間企業や団体の協力は大きな推進力となったそうです。

ILOの職員からは、この条約は労使関係のダイナミクスに大きな影響を与え、これまで沈黙を強いられた人々が声を挙げられるようになり、労働者の心理的・社会的なリスクの軽減と労使の紛争解決に向けた法的な枠組みを提供できるようになったことを説明しました。

カナダの労働組合の代表は、コロナ禍で家庭だけでなく職場でも女性や性的少数者、障がい者等の脆弱な人々へのハラスメントは増大しており、テレワーク中のサイバー暴力も含み、190号条約は全世界の労働者の課題に国際基準を与えたと歓迎しました。また労働者へのハラスメントに対しては、組合だけでなく、女性団体や人権団体も積極的に取り組んでほしいこと、そして各国政府は早急に批准するよう呼びかけています。

企業側のスピーカーは使用者の視点から“*No one should be subjected to violence!*(誰も暴力に晒されるべきでない)”と。職場での暴力撤廃には体制強化が必要と語り、自身の経営する企業では、この条約の採択を受けて、ハラスメントはどこまでを指すのか、労働者のカテゴリーには誰が含まれるのか、職場とはどこを指すのか等、条文の個々の定義を自社の実情と照らし合わせて、関係者で理解を共通にしたそう。

日本でも、企業内のハラスメントは大きな社会問題となっていますが、この条約の批准の動きは鈍いままです。国際社会は「誰も暴力をうけてはならない」という人権視点での大きな動きを見せています。私たちはこれを無視することはできないのではないのでしょうか。

